平成27年第12回東京都北区教育委員会定例会

会	議	月	日	平原	戈27	7年1	2月8	3 日	(火)	午後	1時30	分				
開	催	場	所	北区	区教育	香員	会室									
出	席	委	員	教	育	長	清	正	浩	靖	委	員	森	畄	謙	=
				委		員	森	下	淑	子	委	員	加	藤	和	宣
				委		員	檜	垣	昌	子	委	員	嶋	谷	珠	美
欠	席	委	員													
事務	事務局職員			事務	事務局次長						教育政	教育政策課長 (教育未来館長)				
				学校改築施設管理課長					学校支	学校支援課長						
				学校地域連携担当課長						教育指	教育指導課長					
				教育改革・教育支援担当副参事					生涯学	生涯学習・スポーツ振興課長						
				スポーツ施策推進担当課長							東京オリンピック・パラリン ピック担当課長					
				体育協会事務局長					飛鳥山博物館長							
				中央図書館長												
				学校適正配置担当部長					学校通	学校適正配置担当課長						

会議に付した議案並びに審査結果

日程	内容
1	教育長職務代理者の指名について

日程	議案番号	提案内容	結果
2	66号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正 する規則	承認

日程	報告事項	報告內容	結果
3	80号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成27年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成27年12月8日(火)13:30

清正教育長

出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しています。これより平成27 年第12回北区教育委員会定例会を開会させていただきます。

日程第1、教育長職務代理者の指名について、事務局からご説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

本年4月より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行 されまして、教育委員長と教育長が一本化され、いわゆる新教育長が置かれることにな りました。これにより、委員長の職が廃止され、あわせて委員長職務代理者の職も廃止 されることになります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項によ りまして、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指 名する委員がその職務を行う旨が規定されているため、教育長から教育長職務代理者を 指名いただくものでございます。

教育長職務代理者の任期につきましては、法律で定められておりませんが、教育長が 別の教育委員を指名するまでとなっています。なお、教育長の職務のうち、東京都北区 教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委員に関する規則によりまして、 東京都北区教育委員会事務局専決規則第3条に規定されております、教育長決裁事案で ある具体的な事務執行の部分につきましては、次長に委任されております。

説明は以上でございます。教育長より教育長職務代理者の指名をお願いいたします。

清正教育長

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める、教育 長職務代理者として森岡委員を指名させていただきます。

ただいま教育長職務代理者が決定いたしました。議席につきましては、東京都北区教 育委員会会議規則第5条の規定に基づき、教育長が会議に諮って定め、氏名標をするこ ととなってございます。現在ご着席の席を各委員の議席としたいと思いますが、ご異議 ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ご異議ないと認め、現在ご着席いただいている席を各委員の議席とさせて いただきます。

次に、日程第2、第66号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則」を議題に供します。

事務局からの説明をお願いします。

教育指導課長 教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第66号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則」について、ご説明申し上げます。

平成27年12月4日付、北区議会で幼稚園教育職員の給与に関する条例につきまして、平成27年特別区人事委員会勧告の内容に基づき、改正することが議決されました。条例の改正により、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則についても、勧告に基づいた改正が可能となったため、提案するものでございます。

条例第30条第7項におきまして、勤勉手当の支給割合は教育委員会規則で定めることとされております。本年の勧告では、勤勉手当の支給割合を年間0.1カ月、再任用職員につきましては0.05カ月、それぞれ引き上げるとされており、支給割合を定める幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第4条第1項を改正いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

第4条第1項第1号の改正内容でございますが、まず管理職職員以外の職員につきましては、現在給与月額の100分の80カ月支給することとされている勤勉手当を100分の90カ月と引き上げる改正でございます。管理職職員につきましては、100分の100カ月分から100分の110カ月と引き上げがなされます。

また、第4条第1項第2号で規定しております再任用職員につきましては、引き上げ幅は半分となります。

恐れ入りますが、1枚戻りまして、中央部にございます改正の付則をごらんください。

この改正は、付則に規定しておりますとおり、公布日から施行いたします。ただし、 平成27年12月支給の勤勉手当の基準日が12月1日でございますので、改正後の規 定を平成27年12月1日から適用することを規定しております。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

清正教育長

ありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただき

ます。

次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第80号「後援・共催事業に関する報告 について」、事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第80号、後援・共催事業に関するご報告を申し上げます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。今回は名義使用承認報告が2件、 また、事業実績報告が3件でございます。

最初に名義使用承認報告の1件目でございますが、童謡コーラス名曲大合唱会、お示しのとおりでございます。

また、2件目でございます。WONDERFETIVAL2016、こちらもお示しのとおりでございます。

事業実績報告につきましては、ご高覧賜りたいと存じます。

以上でございます。

清正教育長

ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見がないようでございますので、ここで本件に関する報告は 終了とさせていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第12回教育委員会定例会を閉会させていただきます。